

購入契約条件

1. 定義

- A. 「本機器」とは、各本機器モデルの機器仕様に定める、又は両当事者が書面により別途合意した、該当する機器コンフィグレーション及びシステム・パフォーマンスに従って必要な出力を生成するシステムをいい、これには当該システムのアップグレード及び変換キットが含まれる。
- B. 「本アイテム」とは、本機器を含み、サプライヤーが提供するあらゆる物品をいう。
- C. 「本危険物」とは、関連する地域、州、又は国内若しくは国際法令及び基準により危険であると定義される危険物、化学物質、汚染物質、その他物質、又はこれらを含む物質をいう。
- D. 「本購入注文書」とは、引き渡すべき特定の本アイテム及び本リリース情報を定めた MEMC の文書をいう。
- E. 「本リリース」とは、MEMC がサプライヤーに与える本アイテムを提供する許可をいう。本リリースは、サプライヤーに送付する本購入注文書による。
- F. 「本予備部品」とは、MEMC がサプライヤー又はその他第三者のいずれから調達したものであるかを問わず、消耗品及び/又は非消耗品をいう。
- G. 「本仕様」とは、購入予定の本アイテムの購入合意仕様をいう。

2. 条件

本購入契約条件(以下「本条件」という。)は、添付の本購入注文書に定める物品及びサービスの購入について定める。本購入注文書の特定の条件と本条件の条項(本条件に添付された、又は本条件において引用されることにより本条件の一部をなす別紙又は文書、及び本条件に定める標準条件を含む。)が矛盾する場合は、本条件が優先するものとする。MEMC が書面により特に定める場合を除き、本条件の放棄又は変更は行えないものとする。

3. 価格設定及び監査

- A. 本購入注文書に定める価格は、本アイテムの提供期間中は固定されるものとし、物品及びサービスの提供又は譲渡に課されるあらゆる物品サービス税、付加価値税、その他政府の直接税及び間接税が含まれるものとする。
- B. MEMC に請求する本アイテムの価格は常に、サプライヤーが顧客に請求する当該アイテム又は同等物の最低価格とする。サプライヤーは、本条件に定める価格より低価格で本アイテムを顧客に販売する場合、未請求の本アイテム及び当該アイテムの将来の請求書について、低い価格への価格調整を行うものとする。本条において価格比較を行うことを目的として、カスタム・アイテムとして指定された本アイテムについては、その価格に、サプライヤーが販売するその他同様の一般アイテムと比較して、通常本アイテムに付随して生じるサプライヤーの部品コストが含まれるものとする。かかる比較は、本アイテムが、形、適合性、機能、製造工程、その他両当事者間で合意した特定の比較基準などについて同様の特徴を有する場合に限り行うものとする。
- C. 適用ある税(消費税、使用税、取引特権税、総受領高税、その他課徴金(税、関税、賦課金及び政府が課す追徴金など)を含むが、これらに限られない。)は全て、サプライヤーの請求書に別途記載するものとする。サプライヤーは、MEMC が十分な免税証明を行った場合を除き、かかる税金及び課徴金を所轄税務当局に納付するものとする。MEMC は、税金を控除又は源泉徴収し、地方税務当局に納付する場合を除き、法律によりサプライヤーへの当該税額の支払いを禁止されている場合、当該税額を適法に源泉徴収し、源泉徴収後の正味残額をサプライヤーに支払うものとする。MEMC は、かかる源泉徴収額を、サプライヤーに払い戻さない。サプライヤーは、法律により税金徴収及び納税を義務付けられている

MEMC Terms & Conditions – Rev. September 7, 2026

税務管轄において本アイテムの引渡しを行う場合、所轄税務当局へのかかる税金の支払いについて全責任を負う。サプライヤーが MEMC より税金徴収を行っておらず、後日いずれかの税務当局の監査を受けた場合、MEMC の責任は、申告税に限られるものとし、サプライヤーへの罰金又は利息の返還は行わない。各当事者は、自己の所得税又は外形課税(事業税及び営業免許税を含むが、これらに限られない。)の支払いについて責任を負う。

- D. 本購入注文書に記載する以外の追加費用は、MEMC の事前の書面による承諾がない限り、払い戻さない。
- E. MEMC は、これらの条項を確実に遵守するため、サプライヤーの記録の検査及び監査を行う権利を留保する。MEMC の裁量、又はサプライヤーの書面による請求により、かかる監査は MEMC の費用において、独立した第三者が行う。ただし、サプライヤーによる何らかの違反が明らかになった場合、サプライヤーは、監査終了後 30 日以内に、判明した差額とともに、監査関連費用全額を MEMC に払い戻すものとする。監査結果は、監査役が機密に保持し、第三者が監査を行った場合は、サプライヤーによる本条件違反のみを MEMC に報告する。

4. 請求及び支払い

- A. 早期支払割引は、(i)本アイテムの引渡日、又は(ii) MEMC が、正確な記載のある請求書原本を受領した日のいずれか後に到来した日を起算日とする。支払いは、MEMC の小切手の郵送時、又は EDI による資金決済の開始時に行われる。MEMC は、その裁量により、正確な記載のある請求書原本の受領又は本アイテムの引渡しのいずれか後に到来したときより 60 日以内に支払いを行って 2%の割引を受けるか、120 日以内に支払いを行うものとする。上記にかかわらず、下請代金支払遅延等防止法が適用される場合には、支払いは本購入注文書に記載された支払期限までに行なわれるものとする。その場合、支払期限は本アイテムの引渡日から 60 日以内に定められるものとする。
- B. 請求書は、その原本に、購入注文書番号、ライン・アイテム番号、引渡済本アイテムの一覧及び引渡日、完全な請求先住所、付随アイテムの説明書、数量、単価、金額、並びに適用ある税金又は課徴金を記載して提出するものとする。MEMC が代金の支払いを行っても、MEMC が受諾したことにはならないものとする。
- C. サプライヤーは、本アイテム関連業務を遂行するため自ら使用した請負業者又は下請業者への支払いにつき責任を負い、MEMC に何らの損害も与えないものとする。
- D. サプライヤーは、本アイテムの発送から 180 日以内に MEMC に請求書を発送することに同意する。MEMC は、かかる期間以降に提出された請求書については、支払い義務を負わない。上記にかかわらず、下請代金支払遅延等防止法が適用される場合には、サプライヤーは本アイテムの発送から 180 日以内に MEMC に請求書を発送することに同意する。

5. 解除

- A. MEMC は、解除の 30 日前までにサプライヤーに書面による通知を行い、発行された本購入注文書若しくは本リリース又はその一部をいつでも解除することができる。サプライヤーは、当該通知に別段の定めがない限り、かかる通知を受領後直ちに、それまでに承認された作業全てを中止し、サプライヤー又は下請業者に書面による通知を行って、全ての関連作業を中断させるものとする。上記にかかわらず、下請代金支払遅延等防止法が適用される場合には、MEMC はサプライヤーの責めに帰すべき事由がある場合に限り、発行された本購入注文書若しくは本リリース又はその一部を解除することができる。
- B. 引渡しが行われていない本アイテムについては、解除料金は生じないものとする。MEMC は、サプライヤーより既に提供されたものの、まだ請求が

MEMC CONFIDENTIAL

行われていない承認済本アイテムの支払いについて責任を負うものとする。MEMC は、サプライヤーの請求に応じて支払いを行った全ての作業及び材料を取得することができる。

- C. MEMC は、本条に基づき支払義務を引き受けるに先立ち、サプライヤーの請求に応じて支払いを行う前に、進行中のサプライヤーの作業を検査し、全ての関連文書の監査を行うことができる。

6. 仕様、識別及びエラッタ

- A. サプライヤーは、MEMC の事前の書面による承諾がない限り、本条件に基づき MEMC が購入した本アイテムの本仕様を変更しないものとする。
- B. サプライヤーは、本条件に基づき提供した本アイテム用のコンフィグレーション管理・追跡システムを提供して MEMC に協力するものとする。
- C. サプライヤーは MEMC に、各本アイテムのエラッタ・リストを提供し、当該アイテムに関する新たなエラッタが生じた場合は、直ちに書面にて MEMC に通知する。

7. スケジューリング及びリリース

- A. サプライヤーは、本リリースに定義される本アイテムを直ちに引き渡すものとする。
- B. MEMC は、書面による通知をもって、本リリースの一部を保留にすることができ、かかる通知は、サプライヤーが受領した時点で効力を生じるものとする。保留された本リリースは、合理的期間内に、第 5 条に従って MEMC が予定変更を行うか解除する。上記にかかわらず、下請代金支払遅延等防止法が適用される場合には、MEMC はサプライヤーの責めに帰すべき事由がある場合に限り、本リリースの一部を保留することができる。
- C. MEMC による予測は、計画のみを目的とするものであり、これをもって MEMC が本リリース又はその他いかなる約束を行ったことにはならない。MEMC は、特定の本アイテムについての特定のリリース情報を含む発行済本購入注文書に、かかるアイテムが明記されるまでは、当該アイテムの購入義務を負わないものとする。

8. 保証

- A. サプライヤーは、以下の各事項を表明し、これを保証する。
- (i) 提供した本アイテムは全て、設計、材質や仕上がりに欠陥がなく、その使用目的に適しており、本購入注文書に記載する詳細、本仕様及び性能基準を満たすこと。
- (ii) サプライヤーは、かかるアイテムの MEMC への提供に必要な権利、権原及び利益を有し、当該アイテムには、いかなる抵当権ないし負担も存在せず、また、第三者の知的財産権も侵害していないこと。
- B. MEMC が購入した本アイテムは全て、サプライヤーの工場から発送する前に、「源泉検査」たる検査及びテストを受けなければならない。源泉検査の要件は、両当事者間の書面による別段の合意がない限り、本仕様に記載する。サプライヤーは、源泉検査について責任を負い、テストを行った本アイテムが源泉検査に合格し、本仕様に記載する要件を全て満たしている旨の書面による証明書を MEMC に提出するものとする。MEMC は、必要と認める場合、源泉検査に参加することができる。サプライヤーは、その敷地内で検査又はテストを行った場合、追加費用なく、合理的な設備及び支援を MEMC に提供するものとする。
- (i) サプライヤーの敷地内で源泉検査又はテストを行った場合であっても、MEMC が購入した本アイテムは全て、MEMC の敷地内において最終的な受諾を行う前に、MEMC の検査及びテスト(認定テスト)を受けなければならない。受諾の最終要件は、両当事者間の書面による別段の合意がない限り、本仕様に記載する。本仕様に適合しないとして MEMC が受領を拒否した本アイテムは、サプライヤーの責任と費用において、サプ

ラーに返品することができ、また、MEMC の裁量により、かかるアイテムは、直ちに修理し又は交換するものとする。

- C. MEMC による受諾及び/又は検査は、いかなる場合も、後に明らかになった欠陥又は不適合に関する MEMC による権利及び救済についての権利放棄とはならない。
- (i) サプライヤーは、(i) MEMC による追加費用の負担なく、直ちに仕上がりの不適合又は欠陥を是正するか、(ii) MEMC の裁量により、直ちにかかるアイテムを修理し、交換し又は当該アイテムの支払済代金を払い戻し、かつ、(iii) 前述の保証違反により生じた全ての付随的及び派生的損害を MEMC に賠償するものとする。サプライヤーは、欠陥のある又は不適合な本アイテム全ての発送費を負担し、かかるアイテムの輸送中の危険を負担する。

9. 機密保持及び広報

- A. いずれの当事者も、相手方当事者の機密情報及び資料を利用する、又はこれらの提供を受けることができる。さらに、サプライヤーは、MEMC のために、又は本アイテムを MEMC に提供する過程において、新たな情報及び資料の作成を行うことができる。当該情報は、事前の書面による同意がない限り、作成時点において MEMC の機密情報となる。当該情報又は資料は、「機密」である事を受領者に認識させる意図が合理的にわかるよう表示を行うか、開示後 48 時間以内に「機密」である旨の書面による通知を受領者に行った場合、各当事者は、本条件、両当事者間の企業機密保持契約(以下「NDA」という。)、その他 MEMC 及びサプライヤー間で別途締結された適用ある機密保持契約に従って、かかる情報を保管することに同意する。本第 9 条の条項が、DNA と矛盾する場合は、NDA の条件が常に優先するものとする。少なくとも、各当事者は、かかる情報が受領者の過失なく適法に一般公開されるまでは、当該情報を機密に保持し、開示を知る必要のある場合に制限し、不正開示を防止するあらゆる合理的予防措置をとり、類似の自己の情報を扱う場合と同様にかかる情報を扱うことに同意する。MEMC の施設を利用するサプライヤーの従業員は、当該施設に立ち入る前に、別途利用契約の締結が必要となることがある。サプライヤーは、MEMC のために作成した機密情報を、MEMC 以外の第三者のために使用しないものとする。
- B. いずれの当事者も、本購入注文書の存在及びその内容、並びに本購入注文書により生じた関係の存在を、相手方当事者の書面による明確な同意なく第三者に開示しない。いずれの当事者も、相手方当事者の書面による同意なく、広告、パンフレット、バナー、レターヘッド、名刺、引用文献一覧又はその他同様の広告に相手方当事者の名称又は商標を使用することはできない。

10. 知的財産関連補償

- A. サプライヤーは、本条に別段の定めがある場合を除き、MEMC がサプライヤーに仕様を提供したか否かを問わず、MEMC による使用若しくは販売、又は本アイテム若しくは本アイテムを使用して若しくは組み込んで製造された MEMC 製品の顧客による使用若しくは販売に起因して生じた特許、著作権、企業秘密、商標、マスクワーク、その他知的財産権の実際の侵害又はかかる侵害の申立てにより被った費用、経費（合理的弁護士報酬を含む。）、損失、損害又は 債務の全てを補償し、MEMC 及びその顧客に何らの損害も与えないものとする。MEMC は、サプライヤーにかかる請求、又は要求のあった事を通知し、サプライヤーがその防御又は解決に参加することを認める。かかる請求又は要求が行われた結果、差止命令が発令された場合、サプライヤーは、MEMC の判断により、自らの費用において、(i) MEMC 及びその顧客のために、本アイテムの継続使用权を獲得する、(ii) 当該アイテムを権利侵害のない本アイテムと交換する、(iii) 権利を侵害しないよう本アイテムを修正する。又は(iv) サプライヤーに

返品され又は廃棄された本アイテムの支払い済代金を MEMC に返金する事に同意する。上記のいずれの救済策がとられたかにかかわらず、サプライヤーは、差止命令の効力発生日現在 MEMC の発注後サプライヤーが受注した注文への対応に必要な代替製品を調達するために、MEMC が負担した再加工費及び増分費用を、MEMC に支払うものとする。両当事者間の契約に別段の定めがない限り、かかる補償は、カスタム・アイテムが MEMC の詳細な設計に従って製造されている場合には、適用されないものとする。

- B. MEMC は、本アイテムの製造工程の詳細な仕様を提供してこれを使用するようサプライヤーに要求し、当該仕様に従わなければ、かかる権利侵害請求は生じなかったと思われる場合、第三者からの正当な権利侵害請求に起因して生じた費用又は経費について防御し、補償し、サプライヤーに何らの損害も与えないものとする。上記にかかわらず、サプライヤーが、要求された製造仕様が第三者の知的財産権を侵害している、又はそのおそれがあることを知っていた、又は相当な注意を払えば知ることができたと思われる場合、MEMC は本契約に基づくサプライヤーに対する義務は負わないものとする。
- C. 上記は、第三者からの知的財産請求に起因して生じる、MEMC 及びサプライヤー間の義務及び救済策の全てである。

11. 危険物

- A. 本条件に定める本アイテムが本危険物を含んでいる又は使用している場合、サプライヤーは、サプライヤー及びその従業員が、その取扱範囲内において、本アイテムの設計及び/又は使用に関する危険性（かかる危険物の取扱い、輸送及び使用を含む。）を理解していることを表明し、これを保証する。サプライヤーは、本危険物を MEMC の敷地内に搬入する前に、MEMC のサイト環境安全衛生機関から書面による承諾を得なければならない。サプライヤーは、(i)本危険物を含む又は本危険物から成る本アイテムの MEMC への提供に関連する、及び/又は(ii)MEMC に本アイテムに関する業務を提供する際にかかる危険物の使用に関連するサプライヤー又はその請負業者の行為により生じたあらゆる債務について全責任を負い、MEMC に対しこれを補償する。
- B. サプライヤーは、MEMC が適用ある法令を遵守するために合理的に必要な製品安全データシート及びその他文書を適時に MEMC に提供する。
- C. サプライヤーは、MEMC に提供した本アイテムは、MEMC の環境安全ポリシー及び手続きに従っており、オゾン層破壊物質（法律により定義される。）を含んでおらず、また、かかる物質を使用して製造されたものではないことを保証する。

12. 保険

- A. 本条件に従いサプライヤーが負う債務、義務又は補償を制限することなく、又はこれらに条件を付すことなく、サプライヤーは、責任限度額が事故 1 件あたり 1,000,000 米ドル以上で、かつ、(1)サプライヤーの業務に関する契約又は協定において想定される対人・対物損害、及び(2)サプライヤーの本アイテム又は作業に起因して生じた対人・対物損害に対する賠償責任を補償する、MEMC が合理的に納得のいく保険会社の企業総合賠償責任/自動車損害賠償責任保険に、自らの責任と費用において加入するものとする。サプライヤーの保険は第一次保険とし、MEMC が加入する適用ある保険は全て、上乗せ保険であり、第一次保険のてん補限度額の範囲内の保険金を支払うものではない。
- B. サプライヤーは、法律が定める額の法定労災補償保険、及び事故 1 件あたり 1,000,000 米ドルの雇用者責任保険も、あわせて加入するものとする。

- C. サプライヤーは、本アイテムに関連して MEMC に専門的業務を提供する場合、責任限度額が 1,000,000 米ドル以上の専門職業賠償責任保険（過誤及び不作為に対する補償を含む。）に加入するものとする。

13. 法令の遵守

- A. サプライヤーは、RBA 行動規範および本アイテムの製造、輸送、輸出及び/又は販売に適用されるあらゆる国内、州及び地域法令を遵守するものとする。サプライヤーは、国家、州及び地方レベルのあらゆる環境、安全、衛生、労働及び倫理関連法令を遵守するものとする。サプライヤー及びその子会社のいずれも、米国政府又は米国政府機関が要求する輸出許可その他政府の承認を取得することなく、かかる許可及び承認が必要な国に、技術データ、プロセス又は製品を直接又は間接的に輸出又は再輸出（規制対象国から外国への規制対象技術の譲渡を含む。）をしない。サプライヤーは、MEMC に対し、タンタル(Ta)、錫(Sn)、タングステン(W)、金(Au)及びコバルト(Co)を含むコンフリクト・ミネラル（コンゴ民主共和国及びその隣接国の武装グループに直接又は間接的に資金又は利益を提供することとなる原材料）を現在及び将来において提供しないことを表明保証する。サプライヤーは、自身のすべてのサプライヤーに対し、当該ポリシーを通知し、自身のサプライヤーが当該ポリシーを遵守することを保証することに同意するものとする。MEMC はいつでもサプライヤーによる当該ポリシーの遵守を監査する権利を有するものとする。
- B. サプライヤーは、MEMC の敷地内において業務を提供し、又は物品を引き渡す場合、(a)MEMC の安全・危機管理規則及びその他法律により課される関連安全規則を遵守し、(b)MEMC が要求する責任限度額を満たす保険加入の証拠を MEMC に提供することに同意する。サプライヤー並びにその譲受人、従業員、代表者、下請業者及び代理人は、MEMC の監督者の指示に従い、MEMC の業務を妨害しないことに同意する。上記に違反した場合、MEMC の裁量により、正当事由による本購入注文の解約となる場合がある。
- C. サプライヤーは、連邦海外腐敗行為防止法（以下「FCPA」という。）の贈賄防止、帳簿及び記録に関する条項、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（以下「OECD 贈賄禁止条約」という。）に定める原則、贈賄その他同様の非倫理的商行為を禁止するあらゆる地域法、及び MEMC の海外腐敗行為防止ポリシー・ステートメント及びポリシー（以下「MEMC ポリシー」という。）を遵守することに同意する。サプライヤーは、本条件の目的事項たる事業計画に関連し、FCPA、OECD 贈賄禁止条約、地域法又は MEMC ポリシーに違反して、直接又は間接的に価値ある物の支払い、又は支払いの提供、約束若しくは承認を一切行っていない事を表明し、これを保証する。サプライヤーは、外国公務員（外国政府、国有企業若しくは国営企業、又は政党の国際公的機関の役員、職員若しくは代表者、又は外国の政治家候補を含む。）でないことを誓約する。本条で禁止される支払い、提供、約束又は承認を行った場合は、本条件の重大な違反となり、MEMC は、独自の裁量により、サプライヤーへの書面による通知をもって直ちに本条件を解除することができる。サプライヤーは、自らの FCPA、OECD 贈賄禁止条約又は地域法違反により被った金銭的被害又は損害について、MEMC に何らの損害も与えないこと、及び FCPA 又は地域法違反により課された債務を MEMC に補償することに同意する。サプライヤーは、FCPA の帳簿及び記録に関する条項並びに OECD 贈賄禁止条約を確実に遵守するため、又は本条の遵守状況を監視するために必要となる、サプライヤーの帳簿及び記録への合理的アクセスを、MEMC が適時に行うことを認めることに同意する。

14. 一般補償

サプライヤーは、法律により許容される最大限において、MEMC が、他人
MEMC CONFIDENTIAL

の死亡又は人身障害により将来被る、責任を負う又は支払うことになる可能性のある請求、債務、要求、違約金、罰金、訴訟、判決並びに関連費用及び経費(合理的弁護士報酬を含む。)、財産の破損若しくは損害、環境汚染若しくは環境への悪影響、若しくはこれに関連する清掃費、又は法律、政府の規制若しくは命令違反の全てについて、保護し、防衛し、補償し、MEMC に何らの損害も与えないものとする。ただし、これら保護等は、上記事項が、サプライヤー又はその従業員、役員、代理人、代表者若しくは下請業者の過失、故意、過誤若しくは不作為により、又は本アイテムの危険な瑕疵により生じた場合に限られるものとする。

15. 両当事者間の関係

本条件の両当事者は、独立契約者の関係にある。本条件に基づき発行された本購入注文書のいかなる記載も、両当事者間に雇用関係、パートナーシップ、合併事業又は代理関係を発させるものではない。

16. 所有権及び寄託責任

- A. MEMCより提供された又はMEMCが購入した本仕様、図面、図表、技術情報、データ、道具、金型、図案、マスク、計測器、試験装置、その他材料は全て、(i)機密に保持し、(ii) MEMC が所有権を保持又は取得し、(iii) MEMC の注文に対してのみサプライヤーが使用し、(iv)MEMC の所有物である旨を明確に表示し、未使用時には別途保管し、(v)サプライヤーの費用において良好な動作状態を維持し、及び(vi)要求に応じて直ちにMEMCに発送するものとする。
- B. サプライヤーは、MEMC の財産に保険を付保し、自ら占有又は管理している間に生じた損失及び損害について責任を負うものとする。ただし、自然損耗は除くものとする。

17. 開発及び知的財産

- A. サプライヤーは、本条件の条項と矛盾する、又は本条件に基づくサプライヤーの履行若しくはMEMCの本開発物(以下に定義する。)に対する排他的権利に悪影響を与える可能性のある現在有効な契約又は未履行債務がないことを表明し、これを保証する。また、サプライヤーは、本アイテムの提供期間中は、かかる矛盾する契約を締結しないことに同意する。
- B. サプライヤーは、本条件に基づきMEMCのために本アイテムの開発を行う過程において、自らが単独で又は第三者と共同で考え出した、行った又は発見した原作者の作品、発明、改良、開発及び発見、並びにそれらの特許、著作権、企業秘密、商標及びその他知的財産権(以下総称して「本開発物」という。)は全て、MEMCに排他的に帰属することに同意する。サプライヤーは、かかる開発物を全て、MEMCに完全に譲渡すること(又は譲渡させること)に同意し、本条件をもってかかる譲渡を行う。
- C. サプライヤーは、MEMCの費用負担において、本開発物に対するMEMCの権利を保護する適切な方法で、MEMC又はMEMCが指定する者を支援することに同意する。これには、あらゆる関連情報及びデータのMEMCへの開示、かかる権利の申請及び取得、並びに本開発物に対する唯一かつ排他的な権利、権原及び利益をMEMC、並びにその承継人、譲受人及び被指名者に譲渡し、移転するためにMEMCが必要と認める申請書、本仕様書、誓約書、譲渡証書及びその他法律文書の締結が含まれる。さらに、サプライヤーは、MEMCの本開発物に対する排他的利益を保護するために、あらゆる特許、商標、著作権、企業秘密又はその他所有権を行使するにおいて、MEMCを支援することに同意する。
- D. MEMCは、サプライヤーが所有するライセンス、発明、改良、開発、コンセプト、発見、その他機密情報(以下「サプライヤーIP」という。)については、サプライヤーが、唯一かつ排他的な所有権及び/又は無制限の権利を保持することを認識し、これに同意する。上記にかかわらず、サプライヤーが、

本アイテムを開発する過程において、本条件に基づき開発した本開発物にサプライヤーIPを組み込んだ場合、MEMCは、かかる開発物の一部として又はこれに関連して当該発明、改良、開発、コンセプト、発見、その他機密情報を作成する、第三者に作成させる、使用する、輸入する、これらの二次的著作物を作成する、複製する、第三者に複製させる、行う、表示する、売り申込みをする、売却する又は供給することができる非排他的、無償の、無期限の、取消不能かつ全世界的ライセンスの付与をサブライセンスの権利とともに受け、これを保有することに、サプライヤーは同意する。

- E. サプライヤーは、MEMCに通知を行って事前により書面による承諾を得ることなく、本開発物又は本条件に基づき提供された成果物に第三者の知的財産を組み込まないことを表明し、保証し、これに同意する。
- F. サプライヤーは、本条件に基づきMEMCに譲渡した発明品、資料、その他成果物について、自ら(又はその従業員)が有する又は有する可能性のある氏名表示権又は同一性保持権を含むあらゆる人格権を放棄する。
- G. サプライヤーは、(1)本条件に基づき自らのために作業を行う全ての従業員又は請負業者が、本条件第17条の諸条件に従ってかかる作業を行うことを確約する契約を書面によりサプライヤーと締結すること、及び(2)MEMCの事前の書面による承諾なく、MEMCに提供される成果物で、本条件第17条に基づきMEMCへの譲渡又はライセンスの付与が行えない知的財産を含むものに、いかなる開発物も組み込まないことを保証する。

参考資料

本購入契約条件の策定にあたっては、以下の基準が参照されており、この様な基準から役に立つ追加情報が得られる可能性がある。

・RBA 行動規範

<https://www.responsiblebusiness.org/code-of-conduct/>

・FCPA 海外腐敗行為防止法

<https://www.justice.gov/criminal-fraud/foreign-corrupt-practices-act>

・OECD 外国公務員贈賄防止条約

<https://www.oecd.org/daf/anti-bribery/oecdantibriberyconvention.htm>